

岐阜市

ふるさと納税返礼品に関するQ&A

※全て岐阜市の返礼品に関する内容となります。

Q1. 生産地が市外でも、使用することにより、返礼品要件(5)「**岐阜市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から岐阜市の独自の返礼品等であることが明白なもの。**」を満たす戦国武将名はあるか。

A. 「織田信長」「斎藤道三」に関しては申請が可能です。ただし上記要件のとおり、岐阜市の広報を目的とするデザイン・仕様（岐阜市の情景・地域名が表現された内容等）である必要があり、デザイン次第では審査に通らない場合もございます。

(OK例：岐阜市の情景や地域名と共に織田信長がデザインされたグッズ)

(NG例：戦国武将の姿や名前のみプリントしたグッズ)

Q2. Q1の内容を踏まえて包装などをデザインした「例：信長とのさまチョコレートクッキー（市外で生産）」は、返礼品要件(5)「**岐阜市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から岐阜市の独自の返礼品等であることが明白なもの。**」を満たすか。

A. 満たしません。加工食品類は、「グッズ、それらに類するもの」としては認められないため、要件(3)「**岐阜市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。**」に適合することが必要となります。そのため、上記例の様な市外で生産している加工食品である場合は認められません。